

復興副大臣 横山 信一 殿

葛尾村の復興・再生に向けた要望

令和2年7月10日

福島県双葉郡葛尾村長 篠木 弘

福島県双葉郡葛尾村議会議長 吉田 義則

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から9年余が経過したが、原子力災害は未だ収束せず、今もなお、多くの村民が住み慣れた故郷を離れ、様々な環境の下で辛い避難生活を続けており、心身ともに疲弊している現状にある。

このような中、本村では、平成28年6月12日に一部地域を除く避難指示が解除されて以来、村としてできる限りの努力を重ねてきた結果、住民が徐々に帰村しているものの、帰還率は3割程度に留まっている。

また、平成30年5月に特定復興再生拠点区域復興再生計画が国に認定され、帰還困難区域の除染や家屋解体が始まっており、ようやく村全体の復興に向けて動き出しているものと認識している。

村では、震災後に順次策定した「第1次葛尾村復興計画」、「かつらお再生戦略プラン」及び「葛尾村中心拠点等整備計画」等に基づき、懸命に復旧・復興に取り組んでいるが、過去に例がない極めて過酷な原子力災害によって全村避難を余儀なくされ、一旦全てを失ったことによる歪み、代償は計り知れなく、諸課題が山積し、一つ課題を乗り越えてもまた新たな課題が重くのしかかってくる現状にあり、村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが立ちはだかっている。

村の真の復興には、まだまだ長く険しい道のりが続くことから、村の復興・再生と村民の生活を守るため、国の責務として被災市町村の実態に寄り添い、総力を挙げて対応していただくよう、次のとおり要望する。

＜要望事項 1＞

帰還困難区域における復興・再生について

(1) 特定復興再生拠点区域

葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画の策定により、ようやく避難指示解除の道筋が見えつつあるものの、当該地区住民のふるさとへの帰還意欲は他地区に比べて減退している。

地域住民の要望・意見を十分に尊重し、区域内の除染及び劣化した家屋の解体撤去が実施されているが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で講じられた支援が同様に受けられ、かつ、意欲のある住民が帰還できるよう、財政面・人材面等あらゆる側面から地区の復興を後押しすること。

なお、除染終了後には、放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知することはもとより、線量低減に向けて必要なあらゆる対策を講じること。

(2) 特定復興再生拠点区域外

拠点区域外における除染や家屋解体の見通しが示されていない現状に住民は不安を募らせている。

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意」を示した国は、原子力政策を推進してきた社会的責任も踏まえ、拠点区域外の除染や避難指示解除に向けた方針を早急に検討し、具体的に示すこと。

さらに、拠点区域外の除染・家屋解体及び除草・伐木等の荒廃抑制対策を実施すること。

<要望事項 2>

村全体の復興について

(1) 中長期的な財源の確保

復興が確実に成し遂げられるよう、震災復興特別交付税措置の継続や復興交付金、福島再生加速化交付金、帰還環境整備交付金及び被災者支援総合交付金の予算確保や弾力的な運用など、中長期にわたる財源の確保を行うこと。

(2) 復興推進体制の継続

復興が確実に成し遂げられるまで復興推進体制の継続を図ること。

(3) 復興の段階に応じた支援策と制度の運用・改善

復興や住民の帰還が一定程度進捗した段階で生じる課題等に対応する適切な支援策を講じるとともに、制度の弾力的な運用や手続きの簡略化等を図ること。

(4) 復興に係る人的支援の継続

村の復興がハード事業からソフト事業中心へと新たな段階に入り、様々な行政サービスを持続可能な形で展開するための仕組みづくりなど、難しい行政課題に対応できる人材が早期退職等により不足している。正規職員の採用に努めながらも、行政経験の浅い職員が半数以上を占めている現状を鑑み、引き続き即戦力となる人材が必要であることから、そのための財政支援も含めて継続的に支援すること。

(5) 復興を支える道路の改良・整備の促進

当村では産業団地整備を始めとする企業活動が促進されてきており、大型車の輸送などこれまで以上に道路の重要性が増していることから、住民帰還の加速や産業再生を支える主要道である「県道浪江三春線」等を新たにふくしま復興再生道路に位置付け、速やかに改良・整備を進めること。

(6) 主要道の通行の確保

震災前から利用していた県道落合浪江線等がいまだ通行できない状況が続いており、迂回を余儀なくされているため、関係機関との協議を進める等、早急に通行できるよう対策を講じること。

(7) 除染の一層の推進

村内の営農が少しずつ再開されつつある中で、山林からの流入防止対策が要望されるなど、住民が安心して住むことができる環境を回復するため、森林除染の実施、河川全体の放射性物質対策の速やかな提示、フォローアップ除染の継続など、山積した除染課題に対応するための必要な財源を確保すること。

(8) 農林畜産業及び商工業への継続的な支援

住民の帰還や村の復興推進には、村の主要産業である農林畜産業・商工業の事業再開・定着に向けて、生業とする意欲ある担い手や事業者に対する強力な支援が不可欠であるが、再開した事業者等も将来に向けて大きな不安を抱えている。

当該事業者等が安定的に事業を再開し運営できるよう、必要な財政面・人材面での継続的な支援を行うこと。

(9) ほ場整備事業の継続

中山間地域である村の営農再開、農地活用と荒廃抑制のためには、ほ場整備事業が不可欠である。

実施に当たっては、村の実情に合わせて柔軟に対応するとともに、長い事業期間が必要になることから令和3年度以降も継続すること。

(10) 企業誘致に関わる財源確保等

村の産業再生と雇用確保の観点から、産業団地の造成や企業誘致は非常に重要であるため、強力な企業立地支援策を追加するとともに、令和3年度以降においても継続すること。

(11) 介護保険、国民健康保険等への支援の継続

避難によって健康が悪化し、家族が離ればなれになってしまったことが明らかな原因で、介護給付費や医療費等が震災前に比べ大幅に増加している。

当面の間、介護給付費及び医療費等の利用者負担や介護保険料及び国民健康保険税等の免除に対する国の財政支援を継続するとともに、避難による世帯構成の変化などのために増加した介護給付費については、必要な財政支援を行うこと。

また、村の介護予防事業等に対しても、必要な財政面・人材面での継続的な支援を行うこと。

(12) 高速道路無料措置の延長

住民の多くが今もなお避難している状況で、コミュニティの維持や一時帰宅等で往来する避難住民の負担を軽減するため、避難者に対する高速道路無料措置を令和3年度以降も継続すること。

(13) 再生可能エネルギー導入拡大への支援

帰還困難区域等においては、他の被災地とは異なる状況下にあることから、固定価格買取制度の継続や買取価格への配慮、再生可能エネルギー発電設備等導入支援復興対策事業費補助金等の積み増しなど特例措置を講じること。

また、村においても、風力発電事業等に参画しているところでもあり、送電ルートの新設とともに、その運用管理について、電力会社等と連携した多角的な支援を行うこと。

(14) 生活再建、事業再建のための損害賠償の確実な実施

被災者の生活や事業の再建につながる賠償が確実になされるよう、被災地の実情に応じた指針の適時・的確な見直しを行うとともに、相当因果関係のある損害が継続する間は、国がしっかりと指導を行い、東京電力ホールディングス株式会社に賠償を確実に行わせること。

(15) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業の特例期間の延長

村民にとって、路線バスは重要な移動手段の1つとなっている。

被災地域の生活交通の確保維持が困難な状況であることを鑑み、被災地域地域間幹線系統確保維持事業に係る特定被災市町村の指定による補助対象要件の緩和等の特例措置を令和３年度以降も継続すること。

以上